平成２６年（フ）第３２号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山809番地　大城マンション301
債務者　伊波江利子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４号
山口県熊毛郡平生町大字平生村1212番地
債務者　髙瀬　博之
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２９号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平504番地17
債務者　安里　浩明
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１３号
神戸市東灘区青木２丁目16番20―508号、従前の住所大阪市浪速区稲荷２丁目７番15―503号
債務者　井上　　敬
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１号
鹿児島県肝属郡肝付町北方1313番地　津房団地1103号、前住所鹿児島県肝属郡内之浦町南方124番地１
債務者　須田　和秀
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４４２号
和歌山県橋本市紀見ケ丘１丁目７番２号
債務者　木下由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４５５号
和歌山県有田郡有田川町大字糸野398番地２糸野団地１―３―14号室
債務者　山本千鶴子（旧姓阪）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅935番地
債務者　亀井　紀子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
和歌山市松島128番地の１
債務者　東山　和枝
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８号
和歌山市土入282番地の１
債務者　田殿　敏子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５５号
和歌山県海草郡紀美野町津川783番地
債務者　岡　　真子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
宮城県東松島市赤井字中二号32番地１、前住所仙台市泉区東黒松19番19号　コスモハウス３―201
債務者　土井　和明
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２３６４号
名古屋市港区本宮町６丁目７番地の５　フォレスト本宮302号
債務者　三野　孝子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２号
兵庫県篠山市今田町本荘１番地112、前住所大阪府羽曳野市高鷲10丁目６番11号
債務者　木村　優作
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第３号
兵庫県篠山市東吹391番地１　パティオ行石Ｃ―１号
債務者　清水　紀光
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第１３９６号
東京都板橋区徳丸７丁目１―１―101
債務者　黒崎　　稔
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４５６号
東京都中野区弥生町３丁目５―18―５
債務者　金子　由香
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時　東京地方裁判所民事第20部